

**外国（地域）企業常駐代表機構の
名称変更に際して提出する必要がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|---------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構登記（届出）申請書」 |
| 2 | 外国（地域）企業の連続2年以上の合法営業証明書 |
| 3 | 外国（地域）企業の資産信用証明 |
| 4 | 審査認可機関の認可文書 |
| 5 | 登記証の原本、写し |

注：

- 「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規定に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができ

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

ない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 11、番号2について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家または地域の関連機関が発行する、企業の連続2年以上の主体資格証明書またはその他の営業証明書を指す。
- 12、番号3は、該当外国（地域）企業と取引がある金融機関が発行する資産信用証明の原文を指す。
- 13、番号3、4は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中華人民共和国大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中華人民共和国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中華人民共和国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中華人民共和国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」を締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中華人民共和国大使館による認証は不要となり、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得すれば足りることとなった。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 14、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 15、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
首席代表者変更に際して提出する必要がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|------------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構登記（届出）申請書」 |
| 2 | 外国（地域）企業常駐代表機構の首席代表者・代表者の情報表 |
| 3 | 首席代表者/代表者の任命・解任文書 |
| 4 | 首席代表者/代表者の履歴書および身分証明書 |
| 5 | 審査認可機関の認可文書 |
| 6 | 登記証の写し |

注：

- 「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特
国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 11、番号2-4は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中國大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中と外交関係がある第三國大使館の認証を取得してから、第三國の中國大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中と外交関係がある第三國大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中國大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 12、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 13、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
外国（地域）企業名称、住所変更に際して提出する必要がある文書および証
明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|----------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構の登記（届出）申請書」 |
| 2 | 所在国（地域）登記機関の名称、住所に対する審査文書 |
| 3 | 審査認可機関の認可文書 |
| 4 | 登記証の原本、写し |

注：

- 1、「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全过程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全过程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 11、第2番目は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中國大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中國大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 12、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 13、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
企業責任形式、資本（資産）、業務範囲変更に際して提出する必要
がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|--------------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構の登記（届出）申請書」 |
| 2 | 外国（地域）企業責任形式、資本（資産）、業務範囲変更の証明書 |
| 3 | 審査認可機関の認可文書 |
| 4 | 登記証の写し |

注：

- 1、「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 11、第2番目について、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中華人民共和国大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中華人民共和国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中華人民共和国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中華人民共和国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中華人民共和国大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 12、変更が認可された後、登記証の原本を提出し、新登記証に交換しなければならない。
- 13、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
駐在住所変更に際して提出する必要がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|--------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構の変更登記申請書」 |
| 2 | 新駐在住所使用証明書 |
| 3 | 審査認可機関の認可文書 |
| 4 | 登記証の原本、写し |

注：

- 1、「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、住所利用に関する文書を提出する場合、各省、自治区、直轄市の人民政府が法律法規の規定に基づきおよびその管轄地域の管理上の実際の必要に応じて、住所、事業所の証明資料について具体的に規定した下級の人民政府に授権して規定させているときは、その規定に従うものとする。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

- 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 10、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 11、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 12、番号2は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中国大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 13、変更が認可された後、登記証の原本を提出し、新登記証に交換しなければならない。
- 14、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
駐在期間変更に際して提出する必要がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構変更登記申請書」 |
| 2 | 外国（地域）企業の連続2年以上の合法営業証明書のコピーおよび資産信用証明 |
| 3 | 審査認可機関の認可文書 |
| 4 | 登記証の原本、写し |

注：

- 「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 提出資料が署名にかかる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。
- 10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 11、番号2について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家または地域の関連機関によって発行される、企業の連續2年以上の主体資格証明書またはその他の営業証明書を指す。合法営業証明書は主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。もし、所在国は中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中国大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。
- 12、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 13、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業常駐代表機構の
権利署名者届出に際して提出する必要がある文書および証明書**

| 番号 | 文書または証明書の名称 |
|----|-------------------------------|
| 1 | 「外国（地域）企業常駐代表機構変更登記申請書」 |
| 2 | 外国（地域）企業が権利署名者に対する授權委託書または証明書 |
| 3 | 審査認可機関の認可文書 |
| 4 | 登記証の写し |

注：

- 1、「外国企業駐在代表機構登記管理条例」等の規程に基づき、外国企業の、中国国内で当該外国企業の業務と関連する非営利活動を行う事務所の登記変更（届出）の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料はA4サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授權者が他人に署名を委託した授權委任状を提出する必要があり、授權委任状は原本でなければならず、また、授權者が直筆で署名しなければならない。
- 7、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 8、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。

9、提出する文書が外国語である場合、中国語の訳文を提出し、かつ翻訳会社または翻訳者の関連情報を添付しなければならない。

10、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。

11、番号2について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家または地域の関連機関によって発行される、企業の連続2年以上の主体資格証明書またはその他の営業証明書を指す。合法営業証明書は主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱わなければならない。なお、中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に締約し、2023年11月7日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中国大使館による認証は不要になるが、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得しなければならない。[日本国外務省のウェブサイト](#)において、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。

12、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。

13、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

**外国（地域）企業の常駐代表機構
登記（届出）申請書**

| <input type="checkbox"/> 基本情報（記入必須） | | | | | | | | |
|---|--|---|---|------------------------------|-----|---|-----|-----|
| 代表機構名称 | | | | 統一社会信用コード (設立の場合、記入必要がない) | | | | |
| 電話番号 | | | | 郵便番号 | | | | |
| 駐在住所 | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 設立（設立登記のみ） | | | | | | | | |
| 首席代表者氏名 | | | | 代表者氏名 | | | | |
| 業務範囲 | | <p>(「多証合一」事項の取り扱いについて、申請人の市場主体は自身の情に基づいて『多証合一』にかかる政府部門の共有情報の項目」の関連の内容を記入しなければならない。)</p> | | | | | | |
| 駐在期限 | | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 認可駐在期限 (認可に係る場合、記入) | | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 設立認可担当 機関の名称 (認可に係る 場合、記入) | | 認可日 (認可に係る 場合、記入) | | 認可文書番号 (認可に係る場合、 記入) | | | | |
| 外国（地域）企業情報 | | 企業名称（中 国語） | | | | | | |
| | | 企業名称（外 国語） | | | | | | |
| | | 外国（地域） 企業住所 | | | | | | |
| | | 存続期限 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| | | 署名有権者の 氏名 | | | | | | |
| 備考：本申請書は外国（地域）企業の常駐代表機構登記、変更、抹消、届出に適用される。 | | | | | | | | |

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

| | | | | |
|---|--|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 外国（地域）企業情報 | 企業責任形式 | <input type="checkbox"/> 有限責任 | | <input type="checkbox"/> 無限責任 |
| | 資本金（資産） | 万ドル | 国籍（地域） | |
| | 業務範囲 | | | |
| <input type="checkbox"/>変更／届出（変更／届出のみ、今回の申請と関係がある事項のみ） | | | | |
| 変更／届出事項 | 元の登記内容 | | 変更／届出後の登記内容 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| <input type="checkbox"/>抹消（抹消登記のみ） | | | | |
| 抹消原因 | <input type="checkbox"/> 外国（地域）企業が常駐機構を廃止 <input type="checkbox"/> 常駐機構の期限が満了し、業務活動を継続しない。 <input type="checkbox"/> 外国（地域）企業が終了 <input type="checkbox"/> 法により常駐機構が認可を取り消される。または、閉鎖を命じられる。 | | | |
| 税務登記抹消状況 | <input type="checkbox"/> 抹消済 | | <input type="checkbox"/> 納税義務なし | |
| 税関手続の抹消状況 | <input type="checkbox"/> 抹消済 | | <input type="checkbox"/> 税関事務なし | |
| 認可機構（認可に係る場合、記入） | | | | |
| 認可文書番号 | | 認可日期 | | |

| <input type="checkbox"/> 指定代表者または委託代理人 (記入必須) | | | |
|---|---|--------|--|
| 委託権限 | 1、同意□、拒否□登記資料の写しを審査し、審査意見の表示； 2、同意□、拒否□企業が用意した資料の修正； 3、同意□、拒否□関連書類の記入エラーの修正； 4、同意□、拒否□営業許可書および関連資料の受領。 | | |
| 固定電話番号 | | 携帯電話番号 | |
| 指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置 | | | |
| 指定代表・委託代理人署名 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| <input type="checkbox"/> 申請者サイン (記入必須) | | | |
| 本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。 | | | |
| 外国（地域）企業権利署名者署名： | | | |
| (社印捺印) | | | |
| 年 月 日 | | | |

添付 1

外国（地域）企業常駐代表機構
首席代表者・代表者情報表

| | | | | | | |
|---|--|------------|-----------------|------------|--|--------|
| 機構名称 | | | | | | 写 真 |
| 代表者氏名 | | 役職 | | 国籍 | | |
| 入国時間 | | 携帯電話 番号 | | 固定電 話番号 | | |
| 身分証明書 種類 | | | 身分証 明書番 号 | | | |
| 中国滞在期間の住所 | | | | | | |
| 代表証の有効期限 | | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 首席代表者/代表者履歴書 | | | 身分証明書写しの貼付位置 | | | |
| <p>以下のような首席代表者、代表者を担当してはいけない事情がないことを誓約します。</p> <p>1、中国国家安全または社会公共利益を害し、刑罰を受けている場合。</p> <p>2、中国国家安全または社会公共利益を害する活動に従事し、法律に従い設立登記が抹消された、登記証を取り消された、または関連部門に廃業させられた代表機構の首席代表、代表であり、抹消・廃業の日から5年以内の場合。</p> | | | | | | |
| 首席代表者/代表者の署名 | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | |

添付 2

連絡員情報

| | | | |
|---------|--|------------|--|
| 姓名 | | 固定電話番号 | |
| 携帯電話番号 | | E-メール アドレス | |
| 身元証明証類型 | | 身元証明証番号 | |

身元証明書の写しの貼付位置

備考：

1. 連絡員は主に本企業と企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、かつ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、法による本企業の関係情報を社会に向け公布する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 「連絡員情報」に変更がない場合、改めて記入の必要はない。